

公認心理師養成に向けた日本心理臨床学会からの要望・提言

1. 公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム案に対する要望	1
2. 学部・大学院カリキュラムのあり方に関する提言	2
資料1: 根拠とする公認心理師法および附帯決議	3
資料2: 日本心理臨床学会の受験資格教育カリキュラム案の概要	4
資料3: 大学の学部教育における心理学専攻等の定員数(概算)	5
3. 公認心理師のカリキュラムにおける実習指導体制についての提言	6

一般社団法人 日本心理臨床学会

2017年1月10日

1. 公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム案に対する要望

公認心理師カリキュラム等検討会および同ワーキングチームの先生方には、日頃からのご尽力に深く感謝申し上げます。この度、一般社団法人 日本心理臨床学会では、公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームでのカリキュラム等のご検討に対し、以下の要望を取りまとめました。公認心理師法の附帯決議を念頭に置き、達成目標を重視し、真に国民の心の健康の保持・増進のために重要な部分となります。ご検討のほど何卒宜しく願いいたします。

1. 学部・大学院カリキュラムについて

学部・大学院とも、「三団体会談による公認心理師教育カリキュラム案」(2015年10月31日)(以下、三団体案)を基本として下さい。

2. 学部教育カリキュラムについて

- 1) 「臨床心理学概論」を必修科目として設定した上で、領域別の臨床や実践についての科目を学修できるように設定してください
- 2) 「心理演習」(4単位)については、「心理アセスメント演習」(2単位)および「心理面接(援助)演習」(2単位)が学修できるように設定してください。
- 3) 「心理実習」については、6単位ではなく2単位とし、学部の段階では基礎的知識の修得が充分に行われるように設定してください。

3. 大学院教育カリキュラムについて

「公認心理師実践学」(6単位)のみでは、学部で学んだ基礎知識を実践的に発展させるには不足しています。さらに、大学院での「心理実習」で体験した内容を、確実な知識・技術として整理し、修得するためにも、「公認心理師実践学」を、実践基幹科目と実践展開科目に分けて、以下のような科目を設定してください。

- 1) 実践基幹科目
 - a. 「臨床心理学特論」、「関連行政・倫理特論」、「心理アセスメント特論」、「心理学実践研究法演習」…第3回WT案における学部の「公認心理師概論」および「心理学概論」の発展科目
 - b. 「心理支援特論」、「関係者援助論」、「予防心理教育特論」…公認心理師の業務に規定されている知識の学修について学部での学びを発展させる科目、三団体案の「援助面接特論」に該当
- 2) 実践展開科目
 - a. 実践領域関連科目(選択必修)
「A. 医療・保健(健康)」、「B. 教育」、「C. 福祉」、「D. 司法・法務・警察」、「E. 産業」の5領域(A領域は必修)
 - b. 援助技法関連科目(選択必修)
全ての領域について横断的に必要とされる「援助技法関連科目」
- 3) 「心理実習」の単位数
公認心理師に求められる知識と技術、基盤となる臨床的態度をバランス良く身につけ、かつ、問題対応能力を涵養するためには、講義科目・演習科目と密接に連動させた実習を行う必要があります。「心理実習」は18単位ではなく、三団体案の6単位としてください。

以上

2. 学部・大学院カリキュラムのあり方に関する提言

学部・大学院カリキュラムのあり方に関する提言

1. 学部・大学院共通

- 1) 心理アセスメントの教育においては、心理検査の実施、採点という単なる手続きの教育にとどまらず、クライアントとの出会いの中で、人格全体の理解の中に面接や行動観察なども含めたアセスメント結果を反映させる視点を養うための教育を、学部及び大学院の連続的なカリキュラムにおいて実施する。
- 2) 実習科目においては、学部及び大学院における教育内容の連続性を確保し、公認心理師の業務の基本となる観察と分析(アセスメント)及び心理相談(面接)、関係者の相談、心理教育について、講義科目・演習科目と密接に連動させつつ、学内及び学外での体系的な実習を行うこととする。
- 3) 学内実習の内容については、すでに実績のある臨床心理士指定大学院・専門職大学院の学内附属相談施設での体験型研修、すなわち、相談室運営補助、心理アセスメント(投映法人格検査含む)の陪席・担当・報告書作成、心理面接の陪席・担当・記録作成、ケースカンファレンス参加などをモデルとし、そのいずれについても適切な資格を持った教員からの指導・スーパービジョンを受けるものとする。
- 4) 学外実習の内容については、領域汎用資格である公認心理師としての業務を適切に果たせるよう、学外での医療・保健、教育、福祉、司法・法務・警察、産業等の複数領域のなかから、3領域以上の実習を行う。
- 5) 学部及び大学院の実習については、臨床実習の指導を行うに十分な知識及び技能を有する公認心理師が、省令に定める研修を得た後に、認定臨床心理実習指導者(以下、認定指導者)として、学生及び大学院生の実習指導(スーパービジョンを含む)を行える体制を、今後整備する。

2. 学部カリキュラムについて

- 1) 学部における公認心理師対応のカリキュラム策定においては、臨床心理学を中心に、臨床心理学を学修する基礎となる幅広い心理学の科目履修、及び実習体系を整備する。また、学部における全履修科目のうち、公認心理師受験資格に対応する履修単位は3分の1程度とし、学部教育が単なる専門職養成に終わることなく、対人援助職に必須である幅広い教養、偏りのない見識、豊かな人間性を身につけることを目指すものとする。なお、学部教育においては、科目履修者に公認心理師を進路として選択しない学生が多数存在することを考慮する。
- 2) 基礎心理学系の科目においては、公認心理師養成に求められる科学的アプローチの基本姿勢を育て、心理臨床現場で応用できる心理学の基礎知識を習得できるカリキュラムとする。
- 3) 医学関係科目については、精神医学に加え、基礎的な医学的知識の修得を目指す。また、神経心理学、生理心理学、健康心理学、医療心理学等の心理学科目でも、公認心理師が必要とする医療領域の知識について触れる。そのためにも、公認心理師養成に資する医学的知識の内容を十分に検討することが望まれる。
- 4) 学部卒業者が大学院に進学せずに、実務経験を経て受験資格を得る場合には、大学院カリキュラムで修得されるべきであった事項が実践経験の期間中にどのように修得されたか、また、実践内容についても適切な指導・スーパービジョンが行われていたかを精査するシステムが必要である。さらに、十分な修得のための期間、環境、認定指導者(常勤職)を確保する。

3. 大学院カリキュラムについて

- 1) 大学院におけるカリキュラム策定においては、臨床心理学を中心にした専門科目履修、実習体系を整備する。

以上

「2. 学部・大学院カリキュラムのあり方に関する提言」(資料)

資料 1 : 「根拠とする公認心理師法および附帯決議」

A. 公認心理師の業務について

公認心理師法

(定義) 第 2 条 この法律において「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 4 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

B. 履修科目及び試験の内容について

衆議院文部科学委員会決議(平成 27 年 9 月 2 日)「心理専門職の活用の促進に関する件」

- 2 公認心理師が臨床心理学をはじめとする専門的な知識・技術を有した資格となるよう、公認心理師試験の受験資格を得るために必要な大学及び大学院における履修科目や試験の内容を定めること。

参議院文教科学委員会決議(平成 27 年 9 月 8 日)「公認心理師法案に対する附帯決議」

- 2 公認心理師が、臨床心理学を始めとする専門的な知識・技術を有した資格となるよう、公認心理師試験の受験資格を得るために必要な大学及び大学院における履修科目や試験の内容を適切に定めること。

C. 受験資格について

公認心理師法

(受験資格) 第 7 条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者
- 2 学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為の業務に従事したもの
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣が前 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

附則 (受験資格に関する配慮) 第 3 条

文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験の受験資格に関する第 7 条第 2 号の文部科学省令・厚生労働省令を定め、及び同条第 3 号の認定を行うに当たっては、同条第 2 号又は第 3 号に掲げる者が同条第 1 号に掲げる者と同等以上に臨床心理学を含む心理学その他の科目に関する専門的な知識及び技能を有することとなるよう、同条第 2 号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間を相当の期間とすることその他の必要な配慮をしなければならない。

以上

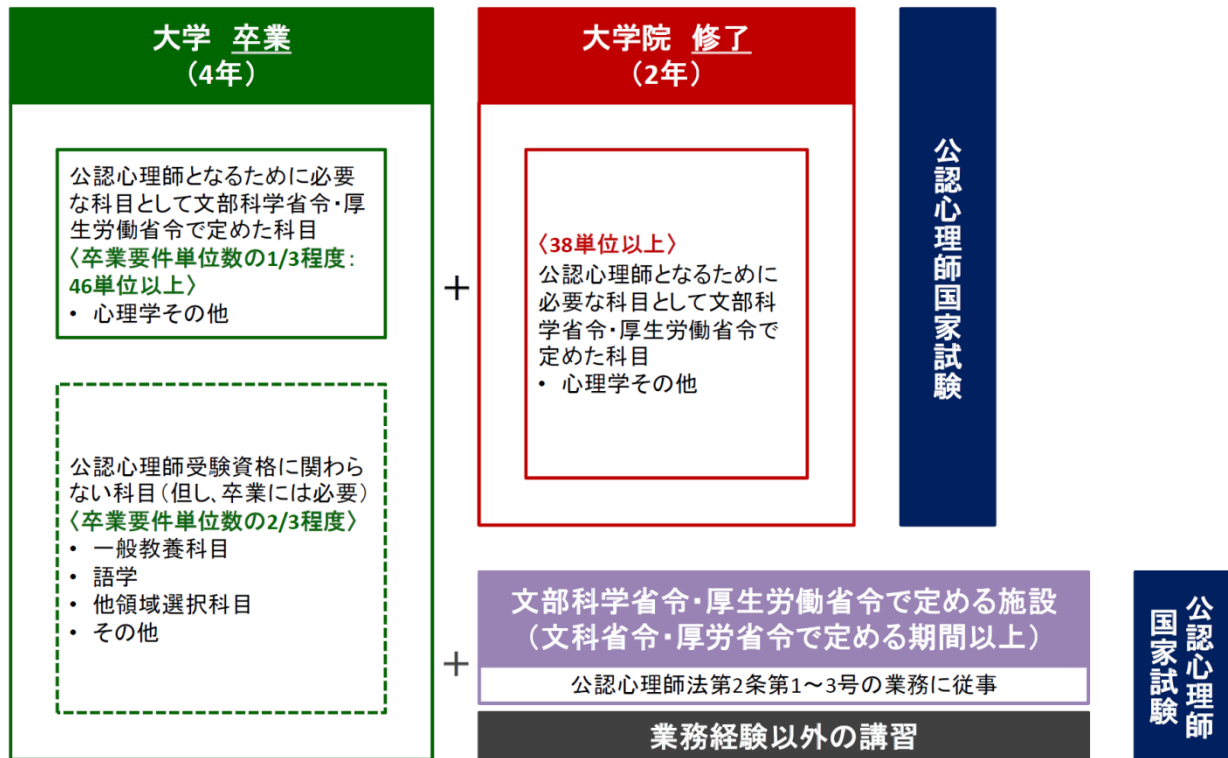
「2. 学部・大学院カリキュラムのあり方に関する提言」(資料)

資料2：「日本心理臨床学会の受験資格教育カリキュラム案の概要」

国民の心の健康の保持増進に寄与する公認心理師としての責務を適切に果たすためには、教育カリキュラムとして、大学卒業および大学院修了による計6年、すなわち、大学課程(4年)で、基礎となる心理学の知識(卒業単位の1/3程度)、および、十分な教養(同2/3程度)を身につける準備教育の後に、大学院課程(2年)で、臨床心理実践に向けてこれらの知識を活かすための臨床心理学を基盤とする専門的教育が必要である。公認心理師養成に向けた、日本心理臨床学会の受験資格教育カリキュラム案の概要を、以下の1-1から1-3に示す。

注) 日本心理臨床学会の「公認心理師」受験資格教育カリキュラム案：2014年4月26日理事会承認

1-1. 日本心理臨床学会の受験資格教育カリキュラム：概念図



本学会カリキュラム案における学部教育と大学院教育の位置づけ

学部教育については、「**準備教育**」段階と位置づけている。なお、ここでいう準備教育とは、対人援助職として望ましい幅広く豊かな教養を備えた社会人となるための「**教養教育**」(受験資格に係わらない科目)と、そのあとに続く大学院修士課程でのより高度な専門教育の基盤となる狭義の「**専門教育**」(受験資格に係わる資格)を含んでいる。

大学院教育(修士課程)については、より高度な「**専門教育**」段階と位置づけている。学部で学んだ心理学を多様な現場で実際に応用できるよう、臨床心理学をはじめとする専門的な知識・技術を、十分な知識・技術を備えた教員及び学外実習先指導者のもとで修得する。

「2. 学部・大学院カリキュラムのあり方に関する提言」(資料)

資料3：「大学の学部教育における心理学専攻等の定員数(概算)」

	心理学専攻	文学部・教職課程等	計
北海道・東北	936 人	725 人	1,661 人
関東	3,385 人	6,175 人	9,560 人
中部	1,384 人	3,487 人	4,871 人
近畿	3,217 人	7,306 人	10,523 人
中国・四国	907 人	2,015 人	2,922 人
九州	946 人	2,655 人	3,601 人
計	10,775	22,363	33,138 人

なお、大学院に進学して修士課程修了し、臨床心理士資格試験に合格する者は、例年 1,600 人余である。学部で心理学を学ぶ者のうち、専門職として心理援助職に進む者は、臨床心理士に限ればおよそ 20 人に 1 人と概算される。残りの大多数は、教養として心理学の各科目を履修し、卒業後は別の進路に進む。

学部の心理学教育はこのような集団を対象に行われることを考慮し、科目の配置、特に、演習科目や学外実習科目の内容には慎重な検討が望まれる。

3. 公認心理師のカリキュラムにおける実習指導体制についての提言

公認心理師のカリキュラムにおける実習指導体制についての提言

1. 実習を担当する教員の要件

学部及び大学院の学内実習担当者及び学外実習における実習担当スタッフ(以下、「実習指導者」と呼ぶ)は、心理職としての十分な心理臨床の職務経験を持つとともに、スーパーバイザーとしての資質を保証された者が担当することが必要である。また実習指導者は、実習指導者を対象とした研修会の受講が必修である。

2. 経過措置について

実習においては、学内実習施設ならびに保健医療、福祉、教育、その他の分野の施設において個別事例に対する指導を実施することや濃密な指導を行うべきことから、経過措置においても、上記 1. の教員の要件に相当する以下の者が実習指導を担当することが必要である。

- 保健医療、福祉、教育、その他の分野において 5 年以上の心理職としての十分な職務経験を持つとともに、大学又は大学院において実習科目を担当した経験がある者が実習の管理責任を持って担当することが必要である。
- 学外実習施設における指導者については、保健医療、福祉、教育、その他の分野において 5 年以上の心理職としての十分な心理臨床の職務経験を持つ者が、大学又は大学院の実習指導者と連携して、実習指導を担当することが必要である。

以上